

○児玉都市広域市町村圏組合立小山川クリーンセンターへの自己搬入（有料）

児玉都市広域市町村圏組合立 小山川クリーンセンター（ごみ処理施設）

搬入日 … 月～金曜日（祝日も搬入可能）
（年末年始等を除きます。）

搬入時間 … 午前 8時40分～12時00分
午後 1時00分～ 4時30分

手数料 … （家庭ごみ）重さ10kgにつき40円
10kg未満の場合は10kgとみなします。

※手数料について、令和8年10月からは10kgにつき70円、
令和9年10月からは10kgにつき100円に変わります。

所在地 … 本庄市東五十子151-1

電話番号 … 0495-22-8200



◆搬入時の注意事項

- ・環境推進課、支所環境産業課窓口での手続きは必要ありません。
- ・受付では運転免許証等で、搬入者の住所確認を行いますので、ご準備をお願いします。
- ・他人の廃棄物は原則として搬入できません。
- ・天災など特別な理由の場合、手数料の減免を申請できます。詳しくは環境推進課までご相談ください。

◆搬入手順

- ① 受付で車両ごと計量する。
- ② 指定の場所に移動し、自分で積荷を下ろす。



- ③ 再度、受付で車両ごと計量し、手数料を支払う。



小山川クリーンセンター
ホームページはこちら

○小山川クリーンセンターで受入れできないごみ（市では収集しません。）

◆受入れできないごみ（一例）

- ・産業廃棄物
（事業所から出る廃プラスチックや金属類、農業用機械、業務用電化製品、オフィス家具など）
- ・自動車、オートバイ（本体及びタイヤなどの部品）
- ・コンクリートブロック、レンガ、泥、砂利
- ・その他（消火器、ガスボンベ、ピアノ、農薬など）

受入れできないごみは、以下の方法等で処理してください。費用等の詳細については、依頼先に直接お問い合わせください。

- ①購入したところや買い替えたところに依頼する。
- ②再生資源回収業者に依頼する。
- ③市が許可した廃棄物処理業者に依頼する。

業者については、右のQRコードより市ホームページをご確認ください。



○事業者の皆様へ（事業活動に伴い排出されるごみについて）

事業系廃棄物は、法律及び条例の規定により事業者自らの責任において減量化・再資源化に努めることや、適正に処理することが義務付けられています。

事業系一般廃棄物（木くずや紙など）の処理方法

- ①小山川クリーンセンターへ自己搬入する。
手数料：重さ10kgにつき200円
- ②本庄市一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を依頼する。
収集に関する詳細は、各業者へお問い合わせください。

市ホームページに掲載している事業系ごみ処理ガイドブックをご確認ください。



産業廃棄物（廃プラスチックや金属など）の処理方法

「産業廃棄物」の処理については、上記の方法とは異なります。詳しくは埼玉県へお問い合わせください。

問い合わせ先：埼玉県産業廃棄物指導課 048-830-3125